

令和 3 年 2 月 1 日
秦野市総務部市民税課

報道機関 各位

軽自動車税における重課税率適用に係る課税誤りについて

軽自動車税（種別割）について、平成 28 年度から「重課税率」を一部に適用させていない課税誤りがあり、さらに、この対象者に、税額変更の適用年度について誤った説明をしていたことが判明しましたので、その概要について報告いたします。

1 事案の概要

(1) 判明した日

令和 2 年 1 月 27 日（金）

(2) 事実確認

平成 26 年度の地方税法の改正に伴い、新車登録後 13 年を経過する軽四輪自動車等に係る軽自動車税（種別割）には、平成 28 年度から「重課税率」として、税率が概ね 20% 上乘せされています。

今回、本市の基幹システムを新システムへ移行する作業中に、重課税率を適用すべき軽四輪自動車の一部について、当初からこれが適用されていない誤りが判明したものです。

また、この課税誤りの対象者に、重課税率の賦課漏れ及び税額変更について通知した際、遡及して税額変更しない旨を説明しましたが、改めて法令を確認したところ、法定納期限から 3 年度分の課税まで遡及できることが分かり、法令解釈に誤りがあったことが判明したものです。

(3) 判明から公表までに時間がかかった理由

軽四輪自動車として本市に登録がある約 32,000 台のうち、重課税率を適用する約 8,500 台の課税データの再確認に時間を要したため、公表までに時間がかかりました。

2 原因等

課税処理は、重課税率の適用年度や初回車両登録年の情報をもとに課税台帳を作成し、賦課決定を行います。平成 28 年度の課税台帳を作成する際に、職員の事務処理の誤りによって、一部について重課税率の適用が漏れてしまい、その事実を認識しないまま、これまで賦課決定を行っていたため、複数

年にわたり課税誤りが生じたものです。

また、賦課決定の期間制限については、地方税法の第17条の5で定められていますが、その法令の解釈に誤りがあり、軽自動車税（種別割）の賦課決定について、法定納期限から3年度分の課税まで遡及できることを認識していなかったため、翌年度から税額変更する旨の誤った説明をしたものです。

3 影響（対象者数及び金額）

(1) 税額を変更する対象者数及び金額

平成30年度から令和2年度 までの3年度分	人数	対象車両数	金額
	21人	25台	122,700円

(2) 時効により税額を変更しない対象者数及び金額

平成28年度から平成29年度 までの2年度分	人数	対象車両数	金額
	13人	16台	66,300円

4 今後の対応

(1) 税額が変更となる方への対応

課税誤りが判明した方に対しては、法令に基づき、平成30年度から令和2年度までの3年度分について税額変更をします。

対象となる方を直接訪問し、今回の経緯を記載したお詫びの文書、税額変更通知書及び差額の納付書をお渡しし、納付をお願いします。

(2) 再発防止の取組

今後は、重課税率についてのチェックリストを作成し、税制改正時や毎年度の税額算定では、複数職員による確認体制を徹底します。

また、法令等の解釈に当たっては、神奈川県への照会や他市との情報交換などで確認するとともに、より一層の職員の専門知識の習熟に努め、法令に基づいた適正な課税事務を行うよう徹底してまいります。

5 内田副市長のコメント

今後は、二度とこのような事態が生じないように、細心の注意を払い確認の徹底を図ってまいります。

問い合わせ 市民税課長 加藤 正芳
電話 0463-82-5130（直通）
本日は午後6時まで在席しています。